

白河市暮らし体験住宅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）に一定期間、本市での日常生活を体験できる機会を提供するための暮らし体験住宅（その敷地を含む。以下「体験住宅」という。）を整備することにより、本市への移住を推進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(体験住宅の名称及び位置)

第2条 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市東暮らし体験住宅	白河市東下野出島字石原83番地

(対象者)

第3条 体験住宅を利用できる移住検討者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外に住所を有している者
- (2) 本市への移住を希望している者
- (3) 体験住宅を利用したことがない者。ただし、就職活動、地域活動その他本市へ移住するために必要な活動を行うときは、この限りでない。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者でない者

(利用の申込み)

第4条 体験住宅を利用しようとする移住検討者（以下「申込者」という。）は、白河市暮らし体験住宅利用申込書（第1号様式）に運転免許証若しくは保険証の写し又は居住地の住民票を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、外国人にあっては、旅券の写しをあわせて提出するものとする。

2 前項の申込書を提出できる者は、成年者に限るものとする。

(利用の承諾)

第5条 市長は、前条第1項の申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、白河市暮らし体験住宅利用承諾書（第2号様式）を当該申込者に交付するものとする。

(契約の締結)

第6条 前条の承諾書の交付を受けた申込者（以下「利用者」という。）は、本市と借地借家法（平成3年法律第90号）第38条の規定による定期建物賃貸借の契約を締結するものとする。

(契約の期間)

第7条 体験住宅の貸付けの契約期間は、1週間以上1月以内とする。

(賃料等)

第8条 体験住宅の貸付けの賃料は、1週間につき7,000円とする。ただし、契

約期間が4週間を超える場合は、4週間分の賃料とする。

- 2 前項の賃料は、前納とする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 既に納めた賃料は、返還しない。ただし、震災その他利用者の責めに帰すものでないと認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 体験住宅の利用に伴う飲食、寝具類、必要物品(体験住宅に備付けの物品を除く。)、交通等に要する費用は、利用者が負担するものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、体験住宅(体験住宅の備付けの物品を含む。第12条第1項において同じ。)の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外の利用に供しないこと。
- (2) 第3条第4号に規定する者を立ち入らせないこと。
- (3) 第三者に対し、体験住宅を転貸し、若しくは利用させ、又は第6条の規定により締結した契約に基づく権利を譲渡しないこと。
- (4) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (5) 適切に取り扱うこと。
- (6) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (7) 清掃を適宜行うこと。
- (8) ごみを適切に処理すること。
- (9) その他市長が、体験住宅の管理上必要があると認めたこと。

(行為の禁止)

第10条 利用者は、体験住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築若しくは増改築又は工作物若しくは設備の設置
- (9) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害する行為

(契約等の解除)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承諾及び当該利用者との間に締結した賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 賃料を納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 前2条の規定又は第6条の規定により締結した契約に違反したとき。

(明渡し)

第12条 利用者は、契約期間が満了したとき、又は利用の承諾及び当該利用者との間に締結した賃貸借契約が解除されたときは、直ちに、体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除

き、原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項後段の規定により行う原状回復について、市長の指示に従わなければならない。

3 市長は、利用者が第1項後段の規定による原状回復をしないときは、利用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、利用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、体験住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第14条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、体験住宅内で発生した事故により生じた損害対しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(業務の委託)

第15条 市長は、体験住宅に関する管理業務の一部を委託することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成29年白河市告示第68号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月28日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

白河市長

住所
移住検討者 氏 名 ㊟

白河市暮らし体験住宅利用申込書

白河市暮らし体験住宅を利用したいので、白河市暮らし体験住宅事業実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

1 参加者

氏名	生年月日	性別	職業	申込者との関係
				本人

2 利用期間等


希望利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
連絡先	(自宅電話番号)
	(携帯電話番号)
	(メールアドレス)
緊急連絡先	(氏名)
	(住所)
	(続柄)
	(電話番号)
利用目的 (必須)	
その他	

※本人確認書類として、運転免許証若しくは保険証の写し又は住民票を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

白河市長 

白河市暮らし体験住宅利用承諾書

年 月 日付けで申込みのあった暮らし体験住宅の利用について、次のとおり承諾します。

記

1 承諾内容

利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用者人数	名（申込者を含む。）
賃料	円

2 その他

- (1) 体験住宅を利用する前に市と次のとおり賃貸借契約を締結します。
 - ア 本契約は、定期建物賃貸借契約となります。
 - イ 本契約は、更新がありません。
 - ウ 本契約は、期間の満了により終了します。
 - エ 本契約は、賃料に関する増額又は減額を請求できないものになります。
- (2) (1)により締結した賃貸借契約及び白河市暮らし体験住宅事業実施要綱を遵守すること。